

議事日程第4号

平成24年12月12日(水)

第1 議案上程(議案第85号から第109号まで及び報告第12号)

質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(18人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭
10番 安田健次郎	11番 米谷勝	12番 高野寛志
13番 古仲清紀	14番 土井文彦	15番 小松穂積
16番 中田謙三	19番 笹川圭光	20番 吉田清孝

---

欠席議員(1人)

17番 戸部幸晴

---

議会事務局職員出席者

事務局長	江畑英悦
副事務局長	木元義博
主査	湊智志
主査	武田健一

---

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部幸男	副市長	伊藤正孝
教育長	杉本俊比古	監査委員	湊忠雄

総務企画部長	山本春司	市民福祉部長	加藤透
産業建設部長	渡辺敏秀	教育次長	小玉一克
企業局長	佐藤稔	総務企画課長	原田良作
海フェスタ推進室長	加藤秋男	財政課長	目黒重光
税務課長	杉本光	生活環境課長	齊藤豊
子育て支援課長	天野綾子	福祉事務所長	鈴木金誠
農林水産課長	佐藤喜代長	観光商工課長	松橋光成
建設課長	伊藤岩男	若美総合支所長	大坂谷栄樹
病院事務局長	船木道晴	会計管理者	石川静子
学校教育課長	鈴木雅彦	生涯学習課長	鎌田和裕
監査事務局長	杉山武	農委事務局長	高橋郁雄
企業局管理課長	船木吉彰	選管事務局長	(総務企画課長併任)

午前10時05分 開 議

○議長（吉田清孝君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

戸部幸晴君から欠席の届け出があります。

---

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

---

日程第1 議案第85号から第109号まで及び報告第12号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第85号から第109号まで及び報告第12号を一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。11番米谷勝君の発言を許します。11番

○11番（米谷勝君） おはようございます。

私から、議案第85号男鹿市空き家等の適正な管理に関する条例の制定について、二、三点お伺いしたいと思います。

本年6月定例会の一般質問で、空き家及び老朽家屋対策、廃屋の課題解決に向けての取り組みについてお伺いしました。市長の答弁で、解体費用の助成制度の導入や条例制定も含め、対応策を検討することを答弁されております。早速、空き家の実態調査をされ、今議会に条例案を提出されました。素早い対応に敬意を表するものであります。

条例案では、倒壊や建物の一部飛散などの恐れのある空き家の所有者に対し、市が解体撤去するよう助言、指導することを定めております。

二点についてお伺いいたします。

まず、空き家の実態調査で、解体しなければ周囲に危険を及ぼす恐れのある空き家13件、それに準ずる空き家が56件あったようですが、これら69件が解体に応じた場合、費用の30パーセント、上限30万円の助成を受けることができるのかお伺いします。

次に、家を壊して更地にすると、固定資産税の住宅用地に対する特例が解除され、

最大6倍ほどの税負担を求められることとなります。今回のこの条例を運用していく上でのネックにならないかなと心配なところがあります。固定資産税の仕組みを考えた助成をすべきと思いますが、そのことについてどのように検討されているのかお伺いします。

○議長（吉田清孝君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

13件、56件、このものに対する助成、すべてかというご質問でございましたけれども、まず空き家につきましては、各町内会から空き家と思われるものについてご報告をいただいております、これを担当職員が外観による調査を行っております、暫定的にランクづけをしております。除去すべきものと思われるもの13件、これに準ずるもので、できれば除去、もしくは大規模修繕が必要なものが56件といたしたものでございます。

今後、これらを市内の関係課長で構成するワーキンググループで、必要に応じて立ち入り調査を行った上で、破損状況等を見きわめながら助成の対象を判断していきたいというふうに考えておりますので、これらすべてが対象になるかどうかというのは現在のところ不明でございます。

それから、解体に伴います固定資産税の件でございますけれども、まず宅地に対する固定資産税につきましては、居住用の建物がある場合、1戸当たり200平方メートルまでは本来の課税標準額の6分の1が課税標準額となります。200平方メートルを超える分につきましては、3分の1が課税標準額というふうになります。これに税率をかけて税額がはじき出されるわけですが、解体した場合、この課税標準額の特例が適用されなくなるものでございます。

具体的に申し上げますと、250平方メートルの宅地の場合は、固定資産税は3.5倍に増額となります。200平方メートル以下の場合には最大4.2倍の増というふうになります。

ご指摘のように、解体することによって固定資産税が増額となることとなりますので、解体が進まない要因の一つになるということは懸念しているところでございますけれども、解体に伴う増税分につきましては、現行制度、税制制度に沿って納税して

いただくことが基本でありますので、納税の公平性の観点から、これに対する支援は考えていないところでございます。市としては、あくまでも解体に伴う軽減措置として、解体費及び廃材の運搬処理費、この費用の30パーセント、上限を30万円として支援する考えでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。11番

○11番（米谷勝君） 空き家の解体にもお金がかかります。今、説明があったように、その後できたこの更地にも増税措置がされるということで、やはりかなりちょっとこま進まない面も出てくるのかなという、場所によってだと思いますけどね。

それで、解体に応ずる所有者に費用の30パーセント、上限30万円の助成をされておりますけれどもですね、その後の解体後のこの土地の取り扱いについて、それぞれの場所によって違ってくると思いますけどね、解体後、建物を建てるまで雑種地ですか、として評価するなど、何とかこの条例がスムーズに運用できるようにですね、もうちょっとこま、条例と違って、あとは要綱とかそういうことだと思いますので、このせっかくの条例がスムーズに運用していただけるようお願いしまして終わります。

○議長（吉田清孝君） 11番米谷勝君の質疑を終結いたします。

次に、12番高野寛志君の発言を許します。12番

○12番（高野寛志君） 議案に直接どの議案ということじゃないんですけれども、今回、地域主権改革ということで新たな条例とか条例の改正等、一連の提案があるわけですけれども、この地域主権改革の内容について、私不勉強でわからないもんですから、大体的内容はどういうものなのか、その辺をお知らせいただきたいと。

この地域主権改革によって、本市にメリットがあるのかデメリットがあるのか、そこら辺についてはどういふものなのか。

また、この地域主権改革に伴って財源の移譲等あるものなのか、そこら辺についても説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、地域主権改革の定義でございますけれども、これは日本国憲法の理念のもと

に、住民に身近な行政については地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革でございます。これを受けまして、今回、条例の制定4件、一部改正3件をご提案申し上げているところでございます。

メリット等でございますけれども、まずメリットといたしましては、国からの規制がなくなると、自主的な判断のもとでまちづくりが進められるという点がございます。

一方、事務量がふえるというデメリットもございます。

それと財源移譲につきましては、ひもつきの補助金を見直しまして、一括交付金という形で地方自治体の方に配分されるというふうになっておりまして、市町村にはまだ交付されておりませんが、この後、交付される見込みでございます。

それと地方交付税の段階で、これに対する財源が確保されるというふうなこともございます。

そのほか、道路の整備等で現在活用しております社会資本整備総合交付金がございますけれども、この自由度を拡大するために、この制度の積極的な改革も行われるというふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。12番

○12番（高野寛志君） 大体ざっとわかったんですけども、この地域主権改革で地方に権限なり移譲される分と、そのままな分とあると思うんですけども、大まかに言ってどういうことについては、今回の地域主権改革の対象になっているものなのか、どうしてもまだ国でこういうことはどこまでもやっていかなきゃいけないということはあるんでしょうけれども、その辺の何ていうか区分というんですか、今回、地域主権改革で下ろされてくる、そういう大ざっぱな性質というか、そういうものの分というのはどんなところなのか、その辺についてお願いします。

○議長（吉田清孝君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） 再質問にお答えいたします。

この移譲の区分につきましては、各省庁でそれぞれその内部での協議の上で判断されて移譲されてきているということで、こちらの方では、どういう基準に基づいて移譲するのかというのはちょっと不明でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。

○12番（高野寛志君） 終わります。

○議長（吉田清孝君） 12番高野寛志君の質疑を終結いたします。

次に、2番佐藤誠君の発言を許します。2番

○2番（佐藤誠君） 私からは議案第88号男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例の制定について、今回、大分難儀してこれつくられた跡が見えますけど、この条例に関してこの場しか質問できないので、ちょっと細かいところまで聞きますけど、よろしくをお願いします。

この中で第2条からいきます。第2条の（4）、12ページです。地域密着型介護サービス費用基準額、法第42条の2云々と規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、その括弧で、その額が現に当該指定地域密着サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とするところありますが、超えるときというのは大体何を想定しているのか、それは無限大にあるものなのか、それとも単なる交通費とかそういうものなのか、その辺だと思うんですが、ちょっとそれお聞かせいただければと思います。

細かくてすいませんが、条例なのでちょっと細かく見てみました。

それから、20ページになります。20ページの8条の3、真ん中ぐらいに、指定定期巡回云々とありますが、オペレーターにすぐ通報できるように利用者に対して通信のための端末機器を配布しなければならないと書いています。これって、多分それほとんど配布することになると思うんですけど、どういうものが配布されていくのかなということもちょっと疑問に思いましたので、わかったら教えてください。

それから、27ページ、第23条の2、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けていく。この外部評価の方法、どういうふうにしてやるのかお知らせください。

それから、その右側のページ、28ページ、（6）特殊な看護等については、これを行ってはいけないという、特殊な看護ってちょっとわからないので、どういうことを言っているのか。

それから、次の29ページ、25条4、細かくてすいません。医療機関が当該指定

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては云々とありますけど、これは今後、例えば男鹿みなと市民病院とかでも考えているのかということもお知らせください。

それから、ちょっと飛んで35ページ、38条第1項ですね。苦情の受付の窓口っていうのがあります。これっていうのは市の方では置かないのかなということ、何か対応を見ていると、何かその施設任せというか、法人任せみたいな感じがあって、指導はすると書いていますが、これって多分わからなくなってしまうんじゃないかなという気もするので、その辺の対策ができていたらお知らせください。

以上について、細かいですけど、わかったらお願いします。

○議長（吉田清孝君） 加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤透君 登壇】

○市民福祉部長（加藤透君） お答えしたいと思います。

なかなか私も勉強不足で、しっかりした答弁、ちょっと不安なところがありますけれども、まず一つに、今ご質問された総体的なところというのは、今現在男鹿市では、この事業は行っておりません。今後行うであろうということで、今回これすべて事業を挙げたわけですが、地域密着型の法人であるというふうなことは、これは法人登録しなければいけないという意味のものであります。

それから、オペレーターのところですが、この常時閲覧できる情報を公開できるという、そういうふうなものを確保しておかなければいけないというふうな意味でございます。

それから、外部の委託、方法でありますけれども、ちょっとこのところについては私もちょっと承知しておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

それから、特殊な看護というふうなことは、この中で行っていいというふうなものがあるわけですが、例えば医療行為的なもの、そういうふうなものの特殊な看護というふうなことで区分されておりますので、そういう行為をしてはならないというふうなことであります。

それから、男鹿みなと市民病院というふうな話ありましたけれども、これには該当しないというようなことであります。

それから、38条というのは、これから出てくるような各該当する施設、今回男鹿



市ではこの各所ありますけれども、その所にそれぞれ施設あります。その施設のすべてにおいて、こういう苦情処理する窓口を置かなければいけないというふうなことの条項をうたったものが38条であります。これを外部に委託とかじゃなくて、その施設の中でそういうふうな苦情処理をする窓口を設置するというふうな義務づけであります。

以上でございます。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。なお、佐藤議員さん、本会議における質疑は大綱質疑として、議案の詳細については委員会で行うというのがありますので、その今のやつを受けて大綱質疑をお願いしたいと思います。

○2番（佐藤誠君） 大変細かい内容で申しわけなかったんですけども、これがまだ男鹿市の方ではこれからだということであるならば、あと一つだけ伺いたいのは、今こうして地域主権改革ということで、今後こういうのが必要なるだろうということで作られたと思うんですけど、今現在、例えばすぐにそういう要望があるとかという話があるかないかだけ、じゃあ最後お聞かせいただいて、私終わりたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤透君 登壇】

○市民福祉部長（加藤透君） 今後想定されるというふうなことで、今ここで項目でいえばやっておらないのは、第2章と第3章、第7章と第9章でありますけれども、今後あるだろうというふうなことで想定ですけども、現在のところそういうふうな要望、そういう事業をやるというふうなことは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。

○2番（佐藤誠君） ありがとうございます。あとは委員会の方で。

○議長（吉田清孝君） 2番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

私からも議案に対する質疑を通告しておりますので、議長交替のため、暫時休憩いたします。

午前10時31分 休 憩

---

午前10時31分 再 開

○副議長（中田謙三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番吉田清孝君の発言を許します。20番

○20番（吉田清孝君） 私からは、議案第88号、89号、96号、92号についてご質問いたします。

先ほども地域主権改革の中で、その地域密着型サービス事業とか介護予防事業に関する条例の制定についてということであります。

昨日も介護保険にかかわるさまざまな質問されておりますけれども、この介護保険、市の事業ということで今回条例制定でありますけれども、例えば現在、認知症対応型介護施設とか小規模多機能型居宅介護、それぞれの施設がありますけれども、私ちょっと資料をいただきました。介護保険料についてであります。きのうもですね、非常にその男鹿市というのは、低所得世帯多いわけであります。そういう中で、これを見ますと、65歳以上の1号被保険者数というのが1万1千人、その税額というのは6億2千万円弱、2号被保険者の40歳から64歳というのが1万1千人超、29パーセント負担割合ですよ。約11億円と。合わせて12億5千万円の保険料を徴収しているわけであります。そういう中であって、例えばこの、ことしですね保険、いわゆる施設とかそういうものにかかった部分については、どのような例えばその22、23、24年、私は少子高齢化の中で非常にふえているのではないかなと。そしてね、この介護保険料を見ると、この税金の面でも市県民税は減っているんですよ、40億円から35億円ぐらいに。ところが介護保険というのは、これ徴収しなきゃちょっとあれだという部分でふえています。65歳以上はふえているけども40歳から64歳の2号被保険者というのは減っています、人数。そういう中で17億5千万円も、これ維持している。非常にきのうの意見のありましたように重税感があると。これは介護保険制度、市のあれとして、非常にこれから先維持していくのに、5年、10年といいますか、そういうスパンで考えると大変なんではないかなというふうに私は受けとめますけれども、実際そういう男鹿市の人口、この介護保険の状況を考えたときに、その給付関係をちょっと話していただきながら、どういう方向に進んでいったらいいのかという部分について、お聞かせ願えればなど。

なお、施設の中で非常に苦戦しているというか、入居者がおらない。でも、話を聞くと待機者が100名ほどおるという中で、この今の地域密着型支援の中で、今後1

00人の待機者というものの中で、こういう施設はふえていくのかですね、そのあたりの見通しもお聞かせしていただければというふうに思います。それが一点です。

それから、男鹿市立保育園の指定管理者の指定について。

私、きのうちょっとね数字がお話されてびっくりしたんですけども、14人の方が派遣に同意しないと。この14人の方、私その人方の気持ちわかりますよ。今度、社会福祉法人に指定管理者いったら、非常に給料は男鹿市の職員の給料という部分と、そういうその社会福祉法人の給料とは違いすぎて、そういうやっぱり格差があって、そっちが主になってくると、大変あれだなという部分で派遣に同意しないと、そういうその同意しない人方のお気持ちもわかります。そうするとね、私は、じゃあ一つぐらい市立保育園を残すべき、何かきのうの答弁だと、幼稚園にどうのという、そうしますとその14人のうち、どういうふうにですね今の現状でやっていこうとしているのか。そして、今、社会福祉法人で募集があるかと思えますけれども、現在の人方が何人いて、それに対して何人ぐらいの募集をかけてどうなのかなと。さらにはこの保育園の中でも臨時職員がいらっしゃると。じゃあ当初は臨時職員を解消するために、こういう給与体系でやって、そういう部分でね、そういう問題が出てきて、いろんなことを考えると、私は一つぐらい男鹿市立保育園を、それに合った部分で残すのがベターでないのかなと。14人のね、今度市の方で採用するという、一般事務の方にといたときに、今日まで非常にその定員管理の中で、試験を受けて募集した中で、何十人も来た中でカットされたというかね、いろんな部分とか、定員計画の中でここまでようやく難儀してね、この合併して8年もあるけども、間もなく百何人も減らしてきて、その何といいますか市長の数字のね経常収支比率というか、そういうものも下げて努力してきた部分が、今度14人が新しく市の職員として一般事務に配置と。一般事務なのかという部分は、非常に私今回ね、大きな問題ではないのかなという部分を思っているわけです。そのあたりね、どういうふうに、そしてまたね、私これびっくりしたのは、議会に提案されて、今これはあと予算の絡みだから、4億何ぼ、5年間で21億円という部分で、そのね計算だって当然違ってくるでしょう、まずそのあたり。このあたりはね、この議会のね本当に大変なというかね、私はそういうふうに今回この部分で非常に何ていう、出てきたものについて残念な、議会として残念だな、残念というかに非常におかしいなという部分を感じますので、それについて

ご説明をいただきたいのであります。

それからですね、議案第92号の市営住宅及び共同施設の整備に関する条例の制定についてということで、第15条の集会所のことです。集会所はその位置及び規模が敷地内の住戸数、こうこうということで、入居者の利便を確保した適切なものとなるように整備するものとする、これあれですか、産業建設部長ね、じゃあどのぐらいの住宅であれば、こういう集会所を整備するという、一つのここには基準は条例だから書いてませんけれども、規則とか規程の中で、そういう規模を考えていくのか。市営住宅、男鹿市には四百何戸ですかありますから、そういう中で、ただその私も前に言ったことがありますけども、杉山団地、市営住宅、脇本には集会所があるよと。再質問でやるかと思ったけども、手っ取り早く言うけれども、内子団地に地域住民から、それは地域の町内会からの要望書が出てきていますよね。それを市長に対して、やっぱりそこには、あそこ何十戸もある市営住宅のコミュニティー、いろんな部分で市長ね、集会所用地も確保されておると。そういう中で市長にいろいろお願いしてきたけれども、この3年何カ月ね、市長は建物、箱物を建てるのが嫌いだからね、そういう中でね実現していないから、あえて今回の整備の中で、どのぐらいの規模であれば整備していくというその基準を聞きたいわけです。そういう中で、どういうふうなお考えを持っておられるのか、私は前にね、これ総務委員会でも話してきたんですけども、いろんなね、例えばこういう整備するとなったら産業建設部長ね、何かその国の、県でもいいや、あそこには県営住宅もありますから、そういうような助成、一般財源を使わない方法があるという部分で提案してきたこともあります。そういう中で、この整備の部分で、あえてやれば、その内子のそのね規模が、あそこはこれだけの団地でこうだから、こういうふうな集会所が規模としては、こういうのが考えられるであろうという、これはね多分答弁ね、これからのことを言って、過ぎた住宅というのは対象外だとかという答えがあったらもってのほかですよ。現にそういう中で、やっぱりこういうふうな部分で対応したらどうですかという市民要望も来ている中で、どのようにお考えか、その3点についてお伺いいたします。

○副議長（中田謙三君） 加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤透君 登壇】

○市民福祉部長（加藤透君） 吉田議員にお答えします。

まず、介護保険の動向といいますか、保険料も含めた今後の動向でありますけれども、1号被保険者、要するに65歳以上で介護保険料として徴収する1号被保険者です。あと、2号被保険者というのは、その他40歳から64歳までの、要するに社会保険、今回直接市で介護保険で徴収する保険料ではありませんので、別の保険料とお考えください。その1号被保険者の被保険者数の数、現在、今のところ1万1千200人、300人のところでずっと横ばいにきています。今後、団塊の世代というか、今60から65歳のところが人数的に、年齢的にはピークになるわけですがけれども、大体29年あたりでそのピークとなるんじゃないかなと。この1万1千二、三百という人数は、横ばいにいって29年あたりから、横ばいになりつつも若干落ちていくのかなというふうな、要するに65歳に入っていく人数が少なくなるわけですから、その分だけ減っていくのかなと。ただ、寿命が伸びていくと、そこにとどまっておりますので、でも大体横ばいというふうなことで考えております。

あとそれから、給付費ですけれども、これは介護認定者が増加傾向にあります。そしてサービスを使う量もふえてきております、1人当たりのですね。そういうふうなところで給付費は今後伸びていくだろうと。大体2パーセントぐらいというふうなことで私想定したわけですがけれども、2パーセントぐらいは伸びていくんじゃないかなと思います。第6期あたりではそういうふうな計算されるのではないかなと思いますけれども。

そういうふうになっていくと、保険料への影響ですけれども、給付費が伸びて、要するに給付費の公費負担というのは50パーセントです。そのうち、50パーセントのうち、1号被保険者と2号被保険者が、今1号被保険者というのは21パーセント負担しています。この負担割合が介護保険始まった当時は、1号被保険者というのは17パーセントと2号被保険者が33パーセント、それが変わると、1期、2期と3年ごとに変わるわけですがけれども、1パーセントずつふえてきているわけです。次期27年には、恐らくもう1パーセント、ということは22パーセントの負担になるんじゃないかなという、その根拠というのは、どうなるかわかりませんが、要するに2号被保険者の人口というのはどんどん減ってきているわけです。そういう中で負担、結局、割合が少なくしないとどんどん伸びてしまうというようなことからすれば、その負担割合も次期計画の中では伸びるんじゃないかなというふうなことを考え

ております。そうすると、さっき給付費2パーセントぐらい伸びると言いましたけれども、それで計算してみますと、その1パーセント、公費負担の分の1号被保険者の負担の分1パーセントふえただけで、1億2千万円ぐらいの保険料がふやさなければいけないというような状況になります。仮にそれで計算しますと月に900円、1人当たり1万800円ぐらいの負担がふえてくるのではないかなというふうな想定をしております。それをふやさないために、どうすればいいかというふうなことは、やはり介護予防、予防よりないだろうというふうなことで、市長も健康寿命を伸ばすというふうなことでずっと言ってきておりますけれども、これよりないだろうなというふうなことで考えております。

今後、施設ですね、待機者は確かにあります。その待機者というのは、老健とか特養とか、それを希望する待機者であります。そういう意味では、今回第5期でも30床をふやしたわけですがけれども、その待機者の動向によって次期、特養の部分がふやさなければいけないのかなというふうな思いはありますけれども、その動向、この2年間また見ていかなければいけないと思っておりますけれども、ただそのショートステイとかいろいろあります。急激にふえてきているわけですがけれども、その中でショートステイの入所率といいますか利用状況といいますか、そういう中では100パーセントのところから利用率4パーセントと、その施設によって大分違いがあります。そういう中で、このショートステイとかについては、建設の考えというのは、私は増設というのは、考えていかななくてもいいのではないかなというふうに思っております。

それから、保育園のことでありますけれども、現在、職員としての募集は今のところ57人を考えております。あとそれから臨時職員18人、それから調理師とか作業手、それから保育の補助というふうなことも必要であります。その方々はこれまでのとおり臨時で対応していきたいと。その臨時職員というのはパート、時間帯がございしますので、これはどうしてもやっぱり臨時職員というふうなことになっていきますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

保育園を今、7園を指定管理をお願いしておりますけれども、それを1園でも残した方がいいのではないかなというふうなことがあります。法人の登録のときは県の方に7園を運営するんだというふうなことで、そういう中で許可をいただいております。変更は年度ごとに可能であるというふうなことでありますけれども、そういう対応も

ひとつあるわけですがけれども、そうした場合、同意しない職員を集中的に配置した場合、職員の例えば意欲とか、それから保護者との信頼関係とか、いろんな支障があるのではないかなというふうなことで、保育業務にも少なからずとも影響が出るのかなというふうなことで、そういう方法もありますけれども、今のところは、そういう7園の中で進んでいきたいというふうに考えております。

そういうことで、終わります。

○副議長（中田謙三君） 渡辺産業建設部長

【産業建設部長 渡辺敏秀君 登壇】

○産業建設部長（渡辺敏秀君） 私からは、議案第92号についてお答え申し上げます。

今回の条例につきましては、集会所の建設を義務づけたものではなく、整備基準を示したものでございます。数値の基準については、国でも定めておりません。

それで、この内子住宅団地の現在の現状でございますけれども、全体で384世帯、約1千人がおります。そのうち市営住宅では、単独住宅3戸を含めると65戸212人、県営住宅が44戸140人です。

この集会所を建設する場合の整備規模ということでございますけれども、旧整備基準を用いて集会所規模を想定した場合、市営住宅内子団地65戸を用いますと約60平米、約18坪程度であります。これにつきましては、旧基準でいきますと150戸未満であれば30平米から70平米、150以上300戸未満であれば50平米以上100平米以下というような旧基準がございます。

それで、この補助を考えた場合、国の地域住宅交付金により整備することが可能でございます。これについては規模がうたわれておりません。それから、工事費についても特に規定はございません。ただ、交付金補助として2分の1を限度としております。

それで、この内子団地にこの補助事業をとる場合ですけれども、内子団地全体を考えるか、市営住宅のみを考えるかということの二つに分かれると思いますけれども、現時点でこの市営住宅の補助事業を使うことを考えますと、内子団地建設事業が昨年度で終了しておりますために、申請に当たっては、国と県と十分協議しなければちょっとわからない状況でございますので、何とかひとつご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（中田謙三君） 再質疑ありませんか。20番

○20番（吉田清孝君） 答弁をいただきました。

第88号地域密着型サービス云々のところで、今、部長の中で特養とか、私ちょっと100人の待機者の解消という部分で、そうすると老健施設だとかそういう部分は抜きにして、介護度によってあれだろうけれども、その待機者の中で今の、私はちょっとあれなのは地域密着型の部分で、今ある中でも例えばですよ、地域密着型生活介護とか前に資料いただいたら、医師とかいる部分のわだつみとかゆりの希とか、いわゆるミニ特養ね、今回は樹園ですか、30床、こういう部分で、新しくつくるとするのは非常に、そういう部分でも可能なのかなと。いわゆるこの地域密着型のその老人施設、その件について、要するに100人の解消をどうしたらいいですかという、私も何か聞くと、はっきり言った方がいいですよ、デイサービスとか何かそういう部分については何か過多、非常に施設が多くなって非常に難儀していらっしゃる施設もあるようですからね、そこのあたりをきちっと把握しながら、計画を立ててやっていただければなと思います。

その部分で、100人の待機者の解消について、現在ある施設の中で可能な部分というのは、特養という部分が具体的に今言いましたけれども、その部分で可能なのかどうか、そこをお尋ねします。

介護予防に力を入れるというのは本当にそのとおりで、健康年齢も上げるという部分わかりました。非常にそのふえていく、本当に私ね、5年後先、今35パーセントを超えた高齢化率、高齢者の中で、ピンピンコロっといけばいいんだけど、私のことですよ、私はそう思ってるんだけど、なかなかね思うようにいかない、わからないわけで、要するにそういうふうには世話になっている部分で三十何億円あるわけですよ。そして17億5千万円の、それでなおかつ非常に低所得者層が多いから負担の、非常に重税感というかね、そういうのがあるのを、何とか解決していただきたいという部分が私はこの介護保険、これは国民健康保険でもそうですよ。国民健康保険税は、市長、知事さ秋田県でやったらどうだかという、知事会でも反対してるでしょう、まずね。市町村でこれやるということは、私は男鹿市は大変だと思うんですよ。何か市長、妙案ありますか。そこね、市長会でどういう話あれだかちょっとわからないけれども、そこがね市長、頭ちょっとね、何としてこのね今後ふえ続けるさっきの給付



と、それから負担の中で考えていくかというのは、大きな問題だと思っています。そこちょっと今回のことで、市長会、あなた一人の意見も余り言わないけども、市長会でこういう話あるとかね、そこあったら聞かせていただければと思います。

市立保育園の指定管理者の指定について、これは議会からは、私方もそうですよ。臨時職員ずっとあれだっていう待遇改善を求めてきた。けども、ここにきてこういう話になると、非常に思いがけない問題が出てきていますよ。ここにきて。それを、もう少しね前もって議会でやっぱり、何かね議会を招集して、こうやってきて、何だという部分があったすよ。ずっとこのことが言われて、そして議会でもいろんな視察しながら、こういう方向でときた部分はわかりますけれども、まさかここにきてね、そういう問題が出てくるとは思ってなかったですよ。非常に私もベターな方法で、一つぐらい市立の保育園残したらという部分と、いややっぱりそれは14人の方々のあれで、一般事務なり市の職員としてあれだという部分が、非常にどっちがいいかどうかということとはちょっとね、もうちょっと私はどうなのかなという部分をね感じましたので、あえてあれです。話しているわけで、今後、委員会等で議論していただければなという感じをいたします。

あれですか、産業建設部長、条例ね、条例ですよ、15条。整備しなければならないという部分、この条項、あなたそういうふうに読みますか。第15条「集会所は整備するものとする」。整備を義務化したものでないと。だから私はさっき、5件しかない市営住宅のところでもその集会所を整備するんですか、前には都市計画法の中で50戸以上の団地があれば集会所を整備しなければならないという法律ありましたよ。けども今回条例の中で「整備するものとする」っていうことは、あなたは義務でないと。じゃあこの条例何ですか、これ。私は、けどもじゃあ基準がこの条例でなくて規則とか何かでありますかと、いや、何もないと。ないとはよ、なかったらこの集会所、ここ取ればいいんですよ、なかったら。そこをね「整備するものとする」から整備しなさいと、じゃあだから基準をつくった方がどうですかというのは、内規の規則で規程でって言うてるはずなのに、義務ではないと。そういう条例の解釈では私は受け入れられないですよ。

そこでね、さっき言った非常に私は一般財源でね、少なくとも整備する部分があるそれぞれの市営住宅、そして地区の状況、いろんなことを考える。船越地区は都会で

す。非常に隣近所が薄くなって、地域コミュニティが薄れてきている。そこに団地を形成して、子供たちがいる、通学問題いろんな部分でやる。集会所がないという声が聞こえる。そういう中で今から何年前だ、五、六年前に陳情書出しているでしょう。自分方で集会所を建設するといったときに、3万円から4万円負担しても建てますかって言ったら、ノーですよ。あした出るかもしれない市営住宅だもの。そういうことの中で陳情してきて今日きて、ようやくこの条例きたから、これを受けて、いかに一般財源の少ない中でいろいろな制度を利用して、建てていただけないでしょうかというのが私の核心の質問部分ですよ。先ほど申し上げましたね、市長はね箱もの建てることに非常に慎重な人ですけれども、地域の防災組織、今回ね、地域の町内会交付金の中で、やっぱり住民の活力ある、それに委ねる、船越回ってね、選挙で回っても誰も出てこないですよ。その出てこないことが、関心ないのか私はちょっとあれですけどもね、そういう時事をこうという部分で言ってるわけで、市長何か意見あったらね、まだそれだけ建てる必要ねどか、まあまあ検討してるだとかとなるのかね、もし意見があったら答弁をお願いします。

○副議長（中田謙三君） 加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤透君 登壇】

○市民福祉部長（加藤透君） 待機者の件にお答えいたします。

4月現在で今、待機者143人おります。今現在、建設中の30床の特養がされておりますけれども、この後、この143人というのは恐らくショートを使ったりとかしていると思います。この中で今、男鹿市の状況で、特養と言われる施設3施設ありますけれども、これ利用率100パーセントです。あと、老人保健施設は、これ若干今のところ調査では95パーセント、97パーセントということで、人数的には8人ばかりまだ余裕があるようです。これがどういう状況かわかりませんが、この後そういうふうな、一応不足はしているというふうな、特養とかそういうのは不足はしていると感じておりますので、あえて特養とかというふうにこだわらず、今言ったそのミニ特養をまた第6期計画では待機者の状況を見ながら検討していきたいと思っております。

○副議長（中田謙三君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 最初の男鹿市指定密着型介護サービス事業について、市長会でお話でございますが、この問題は基本的にどこの市も同じ問題抱えておりまして、特別な妙案というのは市長会の中でも出ておりません。

いつも申しておりますとおり、今の介護予防、いわゆる健康寿命を伸ばす活動を地道に続けるしか、この問題を解決する方法はないというふうに私は考えております。

○副議長（中田謙三君） 伊藤副市長

【副市長 伊藤正孝君 登壇】

○副市長（伊藤正孝君） 私から、内子地区という、吉田議員さんがお話しした内子地区という限定したわけですので、そこに対する集会所の件について答弁させていただきます。

先ほど部長もお話したとおり、市営住宅と、それから県営住宅、ここにかかわる方々が、やはり40パーセント近くの方が内子の中におるわけです。ということで、吉田議員がお話したとおり、これからそれなりの負担金を求めて集会所を建設するという事は、非常に無理があるなということ、私どもも理解をしておるわけでございまして、先ほど話したとおり、内子の県営住宅、市営住宅の件については、補助事業では今時点ではあとは終えておるわけで、補助対応はできないというような話をちょっとしていますけれども、これらについてももうちょっと県と調整させていただきますけれども、それがなければできないのか、ということにはならないと思いますので、このあたりもうちょっと精査しながら検討してまいりますので、その点ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（中田謙三君） さらに質疑ありませんか。

○20番（吉田清孝君） 終わります。

○副議長（中田謙三君） 20番吉田清孝君の質疑を終結いたします。

議長交替のため、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休 憩

---

午前11時10分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。5番

○5番（三浦利通君） 通告しておりませんが、前段にやられた議員の方々の関連的な関係について何点かお尋ねいたします。

空き家等の適正な管理に関する条例の関係ですけれども、前にも先ほどもあったように、一般質問等で空き家対策については議員諸氏からそれぞれ提言等がありましたけれども、それら等々を受けての今回の条例になったかと思いますが、ただ、考えてみますと、個人財産のある意味では不備、個人の責任が果たせないことへの公費負担です。その妥当だとするその考え方、根拠というのはどうなのか、そこら辺ちょっとお聞かせください。

条例の中身では、注意喚起的なことで、もう一つは先ほどあったように、もろもろ条件、状況等を判断した上では30万円の助成をしながら解体すると。この条例の目的というのは、前段の注意喚起的なことが主たる狙いなのか、はたまた1条にありますように、地域というか周辺のその空き家等の市民の生活環境が著しく阻害されている、そういうものをどんどんやっぱり整備をしていく、そのための条例、要するに解体はどんどんやらざるを得ない、やっていくという、これが主たるこの条例の目的なのか、どういう考え方の整理をなされているのかその点をお聞かせください。

それからもう一つは、一般質問等にも結構この後、残念ながら今の社会状況でいくと、男鹿市は相当数やっぱりどんどん人口減、イコールこういう空き家等が発生してくる可能性大というのは、そういう状況にありますけれども、もしかすれば20年後すると、将来、もう1万人前後の人口が残念ながら減ってしまうというような状況も出てくるのかなという、そういうふうなことが考えられますけれども、そういった場合には、この対象となる、この条例を運用をしていった場合、対象となる空き家等も相当やっぱりふえてくる可能性大というのは考えざるを得ないわけですが、そこら辺のこの何ていうか見通しというのは難しいわけですが、それにしてもおおむね5年後はこのぐらい、10年後はこのぐらい、さらには20年後はこのぐらいを予測している、想定しているというような、そういう将来的な予想というものが、当局で持ち合わせているのかどうかお聞かせください。

それから、先ほど部長の答弁の中で、この後、職員のワーキンググループで助成対象調査をされるということですが、その調査、要するに判断材料というか判断根拠と

いうのはどういうものをお考えおられるのかお聞かせください。

それから、先ほど議長の方の質問の中でありました、96号の保育園の指定管理者制度の関係ですけれども、さっき部長の答弁にもあったように、14人の保育士さんの方々が現在では派遣の同意をなさっておられないと。この指定管理者制度を導入するという考え方というのは、何点か目的、狙いというのはあるかと思えますけれども、主たる狙いというものは、現状の保育園のいびつな職員等の人事管理を是正するというか、そのことが主な狙いだとは私は理解しておりますけれども、そういった面ではこの今の14人の方々がノーと言っている。それはもしかすれば、この指定管理者が目指したものが理解されておらない、要するに当局の見通しの甘さが、現時点ではあったと言わざるを得ないんじゃないかなというような気がしますけれども、その点はどう受けとめているのか。この後、一定期間ある中で、この方々の理解を求めるための説得等なされるのかどうか、しないのか、その辺についてもお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、個人財産に対する助成の考え方でございます。

これは、建物の管理、財産の管理につきましては、当然個人、責任を持って管理するということが基本でございますけれども、どうしてもその解体費用がないとか、いろんな諸事情によって解体できなくて、周囲に影響を及ぼす危険性があるということ、これを懸念いたしまして、危機管理上どうしても解体をしていかなければならないと、そういったものに助成するという考え方でございます。

注意喚起が主なのか、危機管理上の解体が優先されるのかということでございますけれども、これらは両方持ち合わせて前段のところでは注意喚起、そして最終的には解体というふうな考え方で進めていくというものでございます。

それから、ワーキンググループでの判断基準でございますけれども、明確な基準はございませんけれども、周囲の方々に被害を及ぼす恐れのあるもの、あるいは住民から除去について強い要望があるもの、景観上看過できないような状況のもの、管理不十分でそういう状態で除去されるべきものというふうな観点で判断していきたいというふうに思っております。

将来の予測につきましては、現在のところしておりませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤透君 登壇】

○市民福祉部長（加藤透君） 保育園の指定管理についてであります。

導入については、三浦議員おっしゃったように、そういうふうな目的でありますけれども、人事管理に関して14人の不同意があったというふうなことは、多少はあるだろうというふうなことは想定しておりましたけれども、14人というのはちょっと意外であったなと思っております。見通しの甘さというふうなことを言われておりますけれども、この不同意の方の考えというのは、法人だから不同意だというふうなことではなくて、あくまでも一般事務をやってみたいというふうな多くの意見でありましたので、その一般事務の中でまた広く研修をしていただければと思っておりますし、説得、不同意の中で同意をいただいてから、またそれぞれ個々にお話をお伺いしております。そういう中で、あくまでもやっぱり一般事務をやりたいんだというふうなことであります。今後この方たちについては、そういうふうな一般事務等の仕事をやっていただきながら考えていきたい、説得という言葉が妥当かどうかわかりませんが、意見を聞きながらやっていきたいと思っております。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。5番

○5番（三浦利通君） 部長、将来予想していないということですが、ちょっとお粗末でないかなと思ひますけれども。このぐらいの条例を新しくつくる中で、将来的な予想も何もしない中でつくるというのは、ちょっとでね、大分お粗末だと思います、私は。ある程度、もろもろさっき私から言ったような状況等も含めて、将来予測をしながらこの種のやつはつくって、確かに将来予測だから、なかなか変わっていく状況もあろうかと思ひます。それにしても、その時点時点でまた柔軟性を持ってやっていくというような、それが妥当でないかなという、もしかすれば将来、あの当時の担当部長が無責任な仕事をしてしまったということも、発生しかねないというようなことをちょっとご指摘させていただいて、この後速やかにある程度の将来予測というのをやっていく必要があるかと指摘をしたいと思ひます。

それから、具体的に、余り大綱、ちょっとあれだけ一つだけ、悪いです。例えば生保を受けて施設等に入所していると。その方、高齢者が例えば自分の家を放棄した。その時点でこういう空き家条例等の対象になっていくという可能性があるかと思いますが、例えばの例で、こういう場合は当然対象になるし、それなりの調査等の対象となって作業をしていくという、そう捉えていいものかどうか。

もう一つは、従来から観光協会等の懇談会等の中で何年か前から、具体的に名前を挙げて別に問題ないからしゃべりますけれども、旧プリンスホテルなんかというのは、特殊な所有者等の問題があることはちょっとさておいても、ああいうものが対象になって、速やかに例えば解体何かというのは、金額30万は別としても、なっていくということで捉えていいものか、そこら辺。

現状この後、事業所等はいろんな景気、経済がこのとおりの不況、この後も不況ずっと続いていくのかどうかというのは、なかなか見通しがあるんですけども、それにしても倒産等した中で、事業所がこういうふうな対象になってくれば、この条例が即生かされていく、運用されていくかとするれば、そうでもないような、ある意味ではなかなかそういうケースの場合は、機能を発揮しない条例で動いていく可能性を秘めているんでないかなという、そういう懸念を持って今回こういう条例等もまず当分はこれでやっていくという考え方で出されたものかどうかお聞かせください。

それから、保育園の関係ですけれども、部長、その14名の方は一般事務をやってみたい。ところが、さっき議長も触れておりましたけれども、行革等の関係で一般職員の職員数というのは、相当やっぱり現状では枠が狭められた中でやっていくという、その考え方がある中で、安易にこれを引き受けてそれに埋め合わせたり、臨時とかっていうこともあろうかと思えますけれども、そんなことをやるということは、そうすれば行革というのは、その程度の行革を男鹿市がやってきたのかというような、その部分を今度問われてくるんでないかなという気がしますが、その部分の考え方、当局の捉え方というのは、ちょっとこれもあれでないか、甘さがあるのでないかなという気がしますが、どうでしょうか。

○議長（吉田清孝君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） プリンスホテルの件についてお答えいたします。

この条例に関しては、プリンスホテルも対象家屋というふうを考えております。このプリンスホテルについては、即この条例の対象になって助言・指導、そういったものが適用されてくることになるわけですけれども、最終的に除却の命令、命令の前には公表というものもございますけれども、そこまではいくだらうと思っております。ただ、最終段階での行政代執行ということになると、いろいろこの建物の債権、債務、いろいろ絡んでおりました、代執行した場合に訴訟を起こされる可能性もございます。それと、解体した費用について請求をすることができるわけですけれども、その回収ができるかどうかという問題もございますので、この辺は総合的に判断していかなければならないと、慎重にしていかなきゃいけないというふうに思っておるところでございます。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 伊藤副市長

【副市長 伊藤正孝君 登壇】

○副市長（伊藤正孝君） 保育園の指定管理についてお答えを申し上げます。

三浦議員から見通しの甘さ等のご指摘を受けたわけですけれども、本当に私どももこの14人というのが、非常にびっくりしておったわけですけれども、ただ、先ほど加藤部長が言ったとおり、一般事務をやってみたいという、この「やってみたい」という言葉ではないわけです。ということは、今までその臨時職員さん、今現在もそうですけれども、臨時職員さんと保育士さんのいろいろトラブったことがあって、体調不十分とかそういうことで、このまま今度はその臨時職員さんが募集によって、それなりの指定管理の法人の職員になることになりましたけれども、その方とまた一緒に仕事をすること、非常な苦痛を得ているということをお伺いしているんですけれども、ただ、この機会に同意しないで、事務をやりたいというような気持ちだけでもないわけですので、そこも私も、何と保育士さんの業務のために採用された人が保育業務が嫌になったってということは、おかしくないんですかという話をしたわけですけれども、そういうような状況もあるわけで、今、指定管理に対しては5年間のお願いを、債務負担お願いをしているわけですけれども、この間にやはりそれなりに、自分の仕事は保育士さんなんだということをお話しながら、今すぐに3月までというようなことにはちょっとならないわけで、そういうようなこうちょっと長い時間を持ちながら、



やはり自分の保育士さんという、そういうふうな、まだそっちの方が自分の得意とした分野だわけですので、そういうような形を5年間のうちに、何とかそっちの方に気持ちをもっていけるように、この後指導といいますか、お話をさせていただきたいなということでもあります。いろいろこれまでも、それこそ行革によって職員の削減を図ってきた中でというものの、そういうような事情もありますので、その点は何とかひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） 答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

生活保護を受けている方への助成ということでございますけれども、補助金を交付したことによりまして、それが収入認定されまして、その保護費の減につながる場合、支給が停止される場合も考えられますので、困難であると考えております。ただ、代執行に関しては可能となります。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。5番

○5番（三浦利通君） 空き家条例の関係は理解できました。

保育園の関係で、まず副市長が言われた拒否理由、もしかすればそれが本音だというように捉えていくとしても、当局はやっぱり、これはうちの方の市に限らず、全国どこも子育て支援を相当やっぱり最重要視しながら、いろんな施策展開している中で、このことをつまづいたり、スタートがぎくしゃくしたり何だりするということは、相当なマイナス、ダメージになるんでないかなと。可能な限り、やっぱり当局は理解を求める努力をしていくべきなんでないかなという気がします。そうでないと、今言ったようなことで、せっかく将来的には妙案だと思ったのが、そうでない結果になるんでないかなというような、その辺をちょっと提言をして終わります。

○議長（吉田清孝君） 5番三浦利通君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。7番吉田直儀君の発言を許します。

○7番（吉田直儀君） 私も通告ないのに議長から取り上げていただきまして、ありがとうございました。

さて、私は今回のこの議案審議には、ほとんどないと思っておりましたが、今、過

去何人かの質問を見て、聞きまして、若干、議長から大綱でないんでないかと言われるかもしれませんが、所管でないので若干時間をお借りして質問させていただきたいと思ひます。お願いいたします。

さて、議案第85号の米谷議員と今、三浦議員からもいろいろ質問ありましたが、総括的に言ひまして、私はこの空き家条例というのは、相当隘路といひますか、疑問を感じる点が多いと思ひます。なので、まず第1点目、詳細は後ほどにしますが、所管の総務委員会でこれは慎重審議をして、極めてあれです、市民に納得のできるような条例案を作成していただけるようなご審議をお願いしたいと思ひています。

詳細について何点か、総務企画部長と税務課長に伺いたいと思ひます。

私は今、この条例の答弁を聞いておりましたら、箇条的にご質問させていただきます。

一つは、この税法上の措置があるというふうなことで、私もこれは不勉強でございましたし、こういう課税がされるというのは、一つ大変あれです、不勉強な話でございしますが、この空き家の土地の価格に対する課税というのは、何年度あたりからこれは施行されたものでしょうか、が一つです。

さて、この課税というものが、今、対象となるのが、これは空き家を解体した家屋なのか、それとも一般家屋のすべてにこれは課税の対象になるかというふうなことで、これ私聞き漏れしたのでしょうか、もう一度お答えいただければと思ひます。

そこでこの課税のその額、何倍とか何平米は何ほど、こういうのありますが、これが実際この条例を施行する上で、対象者、あるいはその勧告、あるいはその事態が発生したときに、その対象者にこういう状況を説明をするのかどうかですね、でないと、いやいやこれは解体する条例がありましたので解体されましたと。ところが税金がかかってきたと。その一例として、今、先ほど三浦議員からもあったように、生活保護とか不明者がおった場合は、その不明者に課税されて、さらにその税金が取れるのかどうかですね、そういうことが予想されますので、そういう予想がされているのかどうかですね、そういう点でございします。

それから、いわゆる今回のこの条例というのが、私は先ほど冒頭に申し上げましたように、極めてこのデリケートな条例です。なので、都会型のこの家屋の解体と、私どものようなこの田舎型のこの家屋の解体というのは、極めてこの対象者が少なく

なったり、あるいは多くなったりと、その把握が今、先ほど総務企画部長が言っておりますが、そういう面で、どうまず把握して対象者を絞っていくのかですね。極端に言うと、そういう家屋があっても、いわゆる対象者の親戚縁者が、いやいやそれは壊してならないよと、そのままにしておけば税金がかからないので、そのままにしておいたらどうかという、そういう事例が、いろいろな事例が発生してくると思います。そういう事例に対して、どう対処するかというふうなことが、私はこの条例の施行というのは非常に難しさが出てくると思います。そういうことからして、私もこの条例を単純に、いやいやなかなかいい条例ができましたなどと、先般新聞でも報道されたように、先端をいくような条例だと思ったら、あえてそうじゃなくて、市民に対して負担を課するような、そういう条例であるような気がします。

そこでね、そこで私はこの条例の対象のその範囲というのが、場合によっては、場合によってですよ、景観地であったり、あるいは市街地であったり、というふうなその区分ができないのかどうかですね。全く旧若美町のように、申川、美野地域のようには、もう周りの全然その関係ないところに、その1戸が解体されたために、その土地だけが課税がふえましたよと、そんなことになってはどうかというふうな気がしますので、何度も申し上げますが、この条例の施行については、さらなるやっぱり検討をすべきでないかと思います。

先ほど三浦議員も話しましたように、プリンスホテルの家屋の解体ありましたが、私方の一例を挙げましてね、北保育園、それから鶴木小学校にある中央コミュニティ、数十年放置されています。もう空き家も何も幽霊屋敷、幽霊家屋、こうなっていますので、私もいつか質問したんですが、こういう公共建物はじゃあどうするのかですね。こういう一般家屋を先行してこの条例ですよと。まあこれ、条例の対象になるかもしれません。そういう場合、どうまず手をつけていくかというですね、その点が懸念されますので、どうぞわかる範囲内でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の固定資産税の課税、いつから始まったのかということでございます

が、今ちょっと調べておりますが、かなり前からでございます。

それと、課税の対象でございますけれども、土地・家屋に関しましては、建物が建っていれば課税されるわけですので、全建物が対象になります。

それから、その課税標準がなくなって税が増額になることについての説明でございますけれども、これについては指導・助言の対象になった場合には、その都度そういった説明もしながら指導とか助言をしていきたいと、その段階から説明をしていきたいというふうに考えております。

それから、把握の方法でございますけれども、今現在、町内会からそれぞれ報告をいただいておりますし、それに基づいて担当職員が現地で調査をしております。そういった把握方法をしておりますし、地域の方々からそういった建物があれば、その都度報告していただいて、調査をしながら対応していくというふうな考え方でございます。

拒否された場合、解体を拒否された場合ということでございますけれども、これは周りに影響を及ぼす危険性のあるものについては、粘り強く説得をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、区分しての取り扱いというご質問でございますけれども、当然その周りに住宅がいっぱいあって危険だとか、あるいは観光地でありますので、景観上看過できないようなもの、そういったものが対象になるということでございます。

それから、公共の建物につきましては、計画的に実施計画に位置づけをしまして、解体する計画でございますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。7番

○7番（吉田直儀君） 税務課長、どっかいたかわかりませんが、税務課長いなくて総務企画部長話したので、もう一回確認させていただきます。

土地を解体した結果が、土地の評価額ですか、評価額に対する課税ですか、それともその評価額でしようと思っておりますが、それか何倍かとなることで、もう一回確認しますが、これが解体対象者のものか、それとも一般の人も同じかということです。これ二つだけ。

○議長（吉田清孝君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） 課税標準額の特例の件ですけれども、これは評価額をもとにして積算されるものでございます。対象になるものは、宅地であればすべて対象になるということでございます。建物があれば課税標準額は評価額をもとにして算出されまして、200平方メートル以下であれば6分の1、それを超えるものであれば3分の1というふうな課税標準額をはじき出して、税率をかけて税額を確定するというものでございます。

○7番（吉田直儀君） ですからこれ、対象者だけなのか、それとも一般の人も解体した場合はどうなのかと。

○総務企画部長（山本春司君） これはすべての宅地が対象になります。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。

○7番（吉田直儀君） 終わります。

○議長（吉田清孝君） 7番吉田直儀君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。6番佐藤巳次郎君の発言を許します。

○6番（佐藤巳次郎君） すみません、私も関連でお聞きしたいと思いますが、この空き家条例のことですが、所有者がいないという場合が想定されるんじゃないかなと思いますけれども、そういった場合どうなるのかです。もしそういう所有者がいない場合の中で条例事項に、そういう場合を想定した場合の解体等が必要なのかどうかですな、そのあたりどう考えているのかお伺いします。

それから、保育園の指定管理の関係で先ほどからいろいろ質問されていますが、この14名の方々が希望しておらないと。この後どういうふうに人数の多少が出てくるかどうかわかりませんが、あと4月から指定管理者制度に移行するということになりますと、保育士の補充ということが当然出てくるわけです。きのうでしたか、一般質問では、臨時職員で対応するというような話もされておりましたけれども、このフルタイムで働いている人方を、また職員が足りないということで臨時職員にするということであれば、法人にした意味がないと。私はやはり法人職員として採用するというのが当然ですな、臨時職員はあくまでも補助的な業務ということの限定の中で、時間的な短時間の仕事ということであれば理解できますけれども、フルタイムの中での臨時職員というのは今後、法人になった場合、やらないというのが私は鉄則だと思いますよ。今まで臨時職員が多いからということで、この指定管理者制度ができ

たのに、また保育士が足りないということで臨時職員にしたら、何のためのものなのか、そのあたりがはっきりしないわけです。だから、ちゃんとしてもらわないと私は困ると思いますので、そこら辺についてお答え願いたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） 私からは空き家対策についてのご質問にお答えします。

所有者が亡くなった場合、どうするかというご質問でございますけれども、その場合には。

○議長（吉田清孝君） いない場合。

○総務企画部長（山本春司君） いない場合ですか。いない場合には相続人を探す、現にその建物を管理している方が対象になってくると。それでもいない場合には、相続財産法人というのがございまして、その法人にさらに、この管理人を置くことになるわけですが、その管理人との話し合いになるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤透君 登壇】

○市民福祉部長（加藤透君） 現在、臨時職員等で働いている方の中でも、家庭の都合とか自分の働き、短時間とかパートとか、そういうふうな希望している方も大分おります。今、フルタイム、もしかしたら募集状況によっては、フルタイムの方を臨時にお願いしなければいけない部分も出てくるとは思いますけれども、その分については若干期間をいただきたいなど、そういうふうに理解してもらっていきたいと思っております。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。6番

○6番（佐藤巳次郎君） 所有者がいない場合、亡くなったとかということも当然あるわけで、それを管理している人とかそういう話になりますと、管理した人がそういう権限を持っていないのじゃないかと。現在の古い建物を管理するだけであって、それが解体していいとか悪いとかという問題、その人の範疇ではできないと思うわけです。そうなった場合の条例の対応ということが必要じゃないのかなと思っておるので、そこら辺についてお聞かせ願いたいと。

それから、この保育園の保育士の関係、この14人が、仮に14人そのまま一般事務の方になったとすればですよ、当然フルタイムの職員が足りなくなるわけですよ。そういった場合どうするかという、臨時職員ではないでしょうと。また臨時職員だってフルタイムでいれば、職員でない人方、そういう募集したって来ないと、募集に応じないという人方もたくさん出てくるわけで、やはりきちっとそういう身分をしないとですよ、私はせっかくの管理者制度がおかしくなってしまうと思いますので、そのあたりはちゃんと、きちっと対応してほしいなと思いますので、再度お願いします。

○議長（吉田清孝君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） 再質問にお答えいたします。

所有者がいない場合、あるいは相続人がいない場合とか、所有者が不明の場合、想定されますけれども、そういった場合には、現に親族とかも含めて管理をしている方をお願いしていくと。権限あるかどうかというのはまた別の問題ですけれども、そういう方をお願いしていくと。その現に管理している人がいない場合には、先ほど申し上げましたように、家裁に申し立てて相続財産法人というものがありますので、そちらの方に移りますので、それに管理者を選任いたしまして、その方と交渉をするというふうな流れになるものでございます。

○議長（吉田清孝君） 伊藤副市長

【副市長 伊藤正孝君 登壇】

○副市長（伊藤正孝君） 私から保育園の指定管理者制度における保育士さんの派遣に同意ができないということで、今現在14人がおるわけでございますけれども、状況については先ほど三浦議員にもお話したような方もおるわけです。そういうことで、今この14人の中には作業手、技能技師が3名もおられます。そういうようなことから、この方々についてもその学校の校務員といいますか、技能技師、学校の方へお願いするというので、これらについても話されておるわけですので、そっちの方でひとつまず頑張ってもらおうかなというような話を今、担当部署で話しておる方もおります。

それと、あと当然体調が悪いという方がおるわけですが、あとは幼稚園の方にも何人かという方もおるようですので、まだ流動的ですが、ただ、今、佐藤

議員おっしゃるとおり、それ以外の方で体調も悪くて、そのいろいろトラブった関係の方が、本所といたしますか、一般事務の方という方もおるわけですけれども、基本的にはこの目的が臨時職員の解消といたしますか、待遇改善という目的であったわけですけれども、先ほど話したとおり、この方々もやはり自分方が今まで保育士さんとしての任務を果たしながら、ちょっとしたトラブルだとか、体調崩している方も多いわけで、すぐに一般事務に来たというよりも、その方々もやはり戻るように、この後私どもも説得していきますけれども、それで5年間だけを何とか猶予していただければなということで、先ほどお願いした経緯ですので、その点は何とかご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。6番

○6番（佐藤巳次郎君） わかりました。保育園の保育士さんの中でそういう職員間のトラブルとか、そういうのがあったというのは、人事管理の中で解消というか、解決できるものもあるんじゃないかなという感じしますので、仮にどうしても何人かがおると。それで保育士の対応、補充が必要だといった場合は、やはり法人の職員にしていくということが私は当然だと思いますので、フルタイムの人が、また臨時が出てくるということであれば、何のための法人化かよくわからないので、そういうやっぱり待遇改善をきちっとしないとうまくないと思いますので、そのあたりを申し添えておきますので、きちっとやってほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（吉田清孝君） 6番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

次に、議案第85号から第97号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

## 日程第2 予算特別委員会付託

○議長（吉田清孝君） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第98号から第109号までについては、予算特別委員会



へ付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって議案第98号から第109号までは、予算特別委員会へ付託することに決しました。

---

○議長(吉田清孝君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

---

#### 休会の件

○議長(吉田清孝君) お諮りいたします。明日13日から19日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、明日13日から19日までは議事の都合により休会とし、12月20日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

---

午前11時53分 散 会

## 議案付託一覧表

### 総務委員会

- 議案第 85号 男鹿市空き家等の適正な管理に関する条例の制定について
- 議案第 95号 財産の取得について

### 教育厚生委員会

- 議案第 86号 男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 87号 男鹿市福祉事務所設置条例及び男鹿市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 88号 男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例の制定について
- 議案第 89号 男鹿市指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の制定について
- 議案第 90号 男鹿市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 96号 男鹿市立保育園の指定管理者の指定について
- 議案第 97号 男鹿地区衛生処理一部事務組合規約の一部変更について

### 産業建設委員会

- 議案第 91号 男鹿市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 92号 男鹿市営住宅及び共同施設の整備に関する条例の制定について
- 議案第 93号 男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 94号 男鹿市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

### 予算特別委員会

- 議案第 98号 平成24年度男鹿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

- 議案第 99号 平成24年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第100号 平成24年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第101号 平成24年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第102号 平成24年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第103号 平成24年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第104号 平成24年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第105号 平成24年度男鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第106号 平成24年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第107号 平成24年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第108号 平成24年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第109号 平成24年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第1号）について

